

熊本県管工事業組合連合会長 殿

熊本労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内における労働災害は関係各位のご尽力により長期的には減少しており、昨年は死亡災害が全産業で6名（うち、建設業2名）と過去最少となりました。

しかし、本年に入り建設業においては4月までに4名の尊い命が失われており大変憂慮すべき事態となっています。この死亡災害4名のうち3名が土木工事業においてのものであり、その発生状況を見ますと、車両系建設機械の使用に当たって作業計画の策定及び立入禁止措置を行わなかったもの、土砂崩壊の危険性がある溝掘削作業において土止め支保工を使わなかったもの等、基本的な安全対策が徹底されていない状況が認められるところです。また、死亡された労働者の年齢を見ると、50代と60代の高年齢労働者の災害がある一方で、20代の若年労働者の災害もあるところです。（別添1表面参照）

加えて、今年もこれから暑い日が続くことが予想され、熱中症の危険性が高まることから本年6月1日から施行される熱中症の重篤化防止についての対策等も求められるところです。（別添2参照）

以上を踏まえ、熊本労働局では、令和7年5月20日から同年7月19日までを期間とした

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』

を発令しました。

つきましては、貴団体におかれては、この警報発令期間中において、会員事業場に対し、特に下記の安全衛生対策・活動の実施について別添1のリーフレット（裏面）を活用し周知していただき、建設業における労働災害防止対策の徹底が図られるようご協力お願いいたします。

記

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底